

～事務所登録取扱業務～

● 事務所の新規・更新登録 ● 登録事項変更届 ● 廃業届 ● 登録証明 ● 事務所登録情報の閲覧  
 申請書式のダウンロードはこちらから  
 事務所登録HP <http://www.chiba-jk.or.jp/registration/index.html>

～事務所登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしましょう！～

- 建築士事務所の名称及び所在地
  - 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
  - 役員（法人のみ）
  - 管理建築士（管理建築士講習の講習修了証を受けた建築士でなければ、管理建築士になれません。）
- ※管理建築士は建築設計事務所内に2名以上が望ましい。  
 （1名の場合、不慮の事故、退職等で管理建築士が不在になるとその時点で業務ができなくなります。）

～設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出しましょう！～

業務報告書の提出先は、建築士事務所の所在地を管轄する県の出先機関（土木事務所）です。  
 平成19年6月20日以降、最初に始まった事業年度が終了後、3か月以内に県へ提出してください。  
 以降、毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

～建築士定期講習のお知らせ！～

建築士事務所に所属している建築士（所属建築士）に対し、3年ごとに定期講習を受講することを義務付けられました。  
 初回の受講期限は、平成24年3月31日です。  
 2回目受講 平成23年度対象者 平成20年11月28日から平成21年3月31日に受講された方  
 2回目受講 平成24年度対象者 平成21年4月1日から平成22年3月31日に受講された方

編集後記（2011年版）

前任の橋本委員長始め各委員の皆様により準備されていましたが記事を編集し、1年振りに『かすがい』2011年版の皆様にお届けすることが出来ました。前広報委員の皆様のご努力に感謝申し上げます。3月11日の東日本大震災は、近年、年1回の発行が常態となっている『かすがい』の広報紙としてのあり方について再考する機会となりました。この震災が、『かわら版』の発行等で歴代の広報委員が模索しておられました「会員にタイムリーな情報を提供すること」の重要性について、私達新広報委員に早急の対応を促したものと一同重く受け止めました。そこで、次回からは、よりコンパクトな紙面とすることで3～4ヶ月のサイクルでの発刊を目指すこととしました。紙面充実の為に会員、賛助会員の皆様からの作品及び技術情報等を募集しておりますので御協力の程お願い申し上げます。

広報委員会委員長 宍倉 義昭

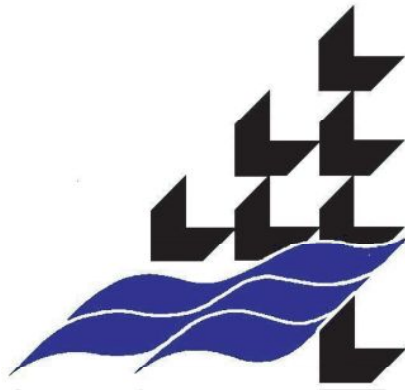
広報委員会

（旧メンバー）

担当理事 伴流忠夫  
 委員長 橋本修一  
 副委員長 井桁正昭  
 副委員長 白井裕司  
 委員 茂手木喜一  
 委員 中村良広  
 委員 佐川一  
 委員 田端友康  
 委員 高橋光洋  
 委員 市川光士

（新メンバー）

担当理事 畔上廣司  
 委員長 宍倉義昭  
 副委員長 西澤博文  
 副委員長 白井裕司  
 委員 茂手木喜一  
 委員 田端友康  
 委員 久保田賀三  
 委員 井桁正昭  
 委員 市川光士



### 社団法人 日本建築士事務所協会連合会シンボルマーク

建築の基本構成は“塊”“面”“線”の3つの普遍的要素に集約でき、日本建築の特性である「屋根の建築」をイメージに取り込み、柔らかな曲線によって繊細な日本美を表現しています。